

相模原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

〔平成13年3月19日〕  
〔議会告示 第1号〕

(趣旨)

第1条 この告示は、相模原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は速やかに会派(結成・変更)届(第1号様式)を議長に提出しなければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも同様とする。

2 前項に規定する届を提出した会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに会派解散届(第2号様式)を議長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第3条 会派の代表者及び会派に所属しない議員が、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があり、政務活動費を交付すべきと認めるときは、申請者に政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 会派の代表者は、会派の構成議員数に変更があったときは速やかに政務活動費交付変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、会派が解散したとき、又は会派に所属しない議員が会派に所属したときについて準用する。この場合において、前項中「会派の代表者は、会派の構成議員数に変更があったとき」とあるのはそれぞれ「会派の代表者であった

ものは、会派が解散したとき」又は「会派に所属しない議員は、会派に所属したとき」と読み替える。

(変更決定)

第6条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があった場合には、申請者に政務活動費交付変更通知書により交付決定の取消し又は変更について議長を經由して通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 会派の代表者及び会派に所属しない議員は、政務活動費の交付を請求しようとするときは、条例第5条第1項及び第2項の規定による交付すべき月の10日までに、政務活動費交付請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添え、議長を經由して市長に提出しなければならない。

(1) 政務活動費交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(収支報告書)

第8条 条例第8条第1項に規定する収支報告書(第6号様式)に添える議長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) その他議長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による収支報告書の提出があり、その内容が適切であると認めたときは、交付すべき政務活動費の額を確定し、申請者に額確定通知書により、議長を經由して通知するものとする。

(会計帳簿の調製保管)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務活動費の支出について領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿を調製しなければならない。

2 前項に規定する会計帳簿は、当該会派の代表者及び会派に所属しない議員が収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(準用)

第11条 この規定に定めるもののほか、政務活動費の交付については、相模原市

補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)の例による。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月5日議会告示第4号)

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日議会告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日議会告示第1号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年8月26日議会告示第2号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日議会告示第4号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日議会告示第1号)

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日議会告示第1号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日議会告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。